

# 小田原市道路占用等規則の一部改正について（改正案）

## 1 改正の背景

道路占用許可事務の運用は、占用者のニーズや社会情勢の変化に対応するため、許可申請等に関する規定を整備するとともに様式の見直しを行い、現行の運用に即したものとするため改正を行うものです。

## 2 改正内容

### （1）対象となる条例等

小田原市道路占用等規則

### （2）内容

#### ア 占用工事の計画書の見直し（第2条）

（ア）道路占用工事計画書（様式第1号）を別紙1のように変更します。

#### イ 占用又は掘削の許可の申請の見直し（第4条、第4条第2項関係）

（ア）道路・水路占用許可申請書（様式第2号）を国土交通省の通知に準拠した別紙2のように変更します。

（イ）道路・水路占用許可申請書の申請部数を3部から2部に変更します。

（ウ）交通規制に関する記述を削除し、申請部数を2部以上求めないようにします。

（エ）道路・水路占用許可申請書の添付書類を削減し、表記を簡素化します。

#### ウ 様式の名称変更（第4条の2、第5条関係）

（ア）道路占用、掘削許可書（様式第2号）の名称を、国土交通省の通知に準拠し、道路・水路占用許可書に変更します。

（イ）電線共同溝占用許可申請書（様式第2号の2）を国土交通省の通知に準拠した別紙3のように変更します。

（ウ）道路占用許可済証（様式第4号）を廃止します。

（エ）不許可の際に申請者へ通知するため、道路・水路占用不許可書を別紙4のように追加します。

（オ）道路占用許可済証に関する記述を削除するとともに、許可条件を厳守しなければならない旨の規定を追加します。

エ 許可事項の変更の見直し（第6条関係）

占有者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、道路占用、掘削変更許可申請書2通に許可書を添えて市長に提出しなければならないこととします。

オ 工事完了届の見直し（第7条関係）

工事完了届の期限を工事完了後10日以内に設定します。

カ 占用の廃止の見直し（第8条関係）

(ア) 道路占用廃止届の名称を変更します。

(イ) 廃止にあたり掘削を伴うものについて第5条の許可を受けなければならない旨の記述を明確化します。

キ 占用の継続の見直し（第9条関係）

不要な記述を削除し、申請に関する記述を簡素化します。

ク 道路管理者以外の者が行う工事の申請及び承認の見直し（第22条、第22条の3関係）

不要な記述を削除し、道路自費工事等施工承認申請書に関する記述を簡素化します。

### 3 施行年月日

平成31年6月1日（予定）

## 道路占用工事計画書

年 月 日

(あて先) 小田原市長

住所  
申請者  
氏名

印

図示番号	路線名	工事場所	工種	工事概要	予定工期
備考	別紙「位置図」添付				

新 規	更 新	変 更	土許第	号
			年	月
				日

道路・水路占用 許可申請 書  
協 議

年 月 日

(あて先) 小田原市長

〒

住 所

申請者 氏 名

印

担当者

TEL

次のとおり 許可を申請  
協 議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名 水路名				車道・歩道・その他
	場 所				路面種別
占有物件	名 称 (占有物件)	規 模		数 量 (占有面積・占有延長等)	
		長さ	幅(径)		
占有の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	占有物件 の 構造			
工事の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	添付書類		<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 説明報告書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 境界確定図 <input type="checkbox"/> 公図(写)	
復旧方法				<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 横断図 <input type="checkbox"/> 縦断図 <input type="checkbox"/> 実測求積図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 写真	
掘削面積	長さ(m)	幅(m)		面積(m <sup>2</sup> )	
備考					

記載要領

- 「許可申請・協議」及び「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新規・更新・変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番又は住居表示まで記載すること。占用が2以上の地番又は住居表示にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請にあつては関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。

電線共同溝占用許可申請書		新 規	更 新	変 更	土許第 年 月 日	号	
(あて先) 小田原市長							
申請者 住 所							
氏 名							
印							
第4条第1項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第11条第1項の規定により占用の許可を 第12条第1項 変更							
申請します。							
路線の種類及び路線名							
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間		小田原市 小田原市		番地(先)から 番地(先)まで			
電線を敷設する区間		上り線	番地(先)から 番地(先)まで		下り線	番地(先)から 番地(先)まで	
		車道・歩道・その他		車道・歩道・その他			
電線の種類		通信線・電力線			通信線・電力線		
		外径 光ケーブル・同軸ケーブル・その他( )			外径 光ケーブル・同軸ケーブル・その他( )		
電線の数量		延長	m		延長	m	
		亘長	m		亘長	m	
		条数	条		条数	条	
電線を敷設する予定期間		年 月から 年 月まで			年 月から 年 月まで		
		敷設年次計画			敷設年次計画		

## 道路・水路占用不許可書

年 月 日

住 所

氏 名

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった件につき、次のとおり不許可とする。

占用の目的		
占用の場所	路線名 水路名	
	場 所	
不許可の理由		

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。